



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年7月22日火曜日 第1983号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

救急診療所の協力申出.....	807
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	807
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	807
指定障害福祉サービス事業を行う事業者の名称及び所在地の変更...	808
保安林の指定の解除.....	808
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	808
道路の位置の指定.....	810
落札者等の告示.....	810

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1097号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急診療所である。

平成20年7月22日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
片脳神経外科	今治市別名274番地	医療法人隆典会	平成23年7月21日まで

#### ○愛媛県告示第1098号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成20年7月22日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 月
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101299	有限会社FUMO	松山市保免西二丁目3番10号ドゥンシヤビル1-2F	友田 勇 規	居宅介護	訪問介護事業所花ぐみ	愛媛県松山市保免西二丁目3番10号ドゥンシヤビル 1-2F	平成20年7月1日
3810101299	有限会社FUMO	松山市保免西二丁目3番10号ドゥンシヤビル1-2F	友田 勇 規	重度訪問介護	訪問介護事業所花ぐみ	愛媛県松山市保免西二丁目3番10号ドゥンシヤビル 1-2F	平成20年7月1日
3811400146	社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村8号467番地	池田 忠 幸	居宅介護	ヘルパーステーションハート	愛媛県西予市野村町野村8号479番地1	平成20年7月1日
3811400146	社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村8号467番地	池田 忠 幸	重度訪問介護	ヘルパーステーションハート	愛媛県西予市野村町野村8号479番地1	平成20年7月1日
3811400146	社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村8号467番地	池田 忠 幸	行動援護	ヘルパーステーションハート	愛媛県西予市野村町野村8号479番地1	平成20年7月1日
3813500067	特定非営利活動法人福祉親愛会	松山市西石井一丁目1番25号クリエーションビル7階	渡 邊 文 春	自立訓練（生活訓練）	トミー自立訓練所	愛媛県伊予郡松前町大字徳丸字天王1338番地	平成20年7月1日

#### ○愛媛県告示第1099号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年7月22日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届 出 日 月
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813200023	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町岩城2239番地	岡 野 英 二	居宅介護	弓削居宅介護事業所	越智郡上島町弓削上弓削218番地2	平成20年3月31日
3813200023	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町岩城2239番地	岡 野 英 二	重度訪問介護	弓削居宅介護事業所	越智郡上島町弓削上弓削218番地2	平成20年3月31日
3813200031	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町岩城2239番地	岡 野 英 二	居宅介護	生名居宅介護事業所	越智郡上島町生名2133番地の3	平成20年3月31日

3813200031	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町岩城2239番地	岡野英二	重度訪問介護	生名居宅介護事業所	越智郡上島町生名2133番地の3	平成20年3月31日
------------	------------------	----------------	------	--------	-----------	------------------	------------

○愛媛県告示第1100号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 7月22日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所				届年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称		所 在 地		
					変更前	変更後	変更前	変更後	
3813200015	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町生名2133番地3	岡野英二	居宅介護	岩城居宅介護事業所	上島町社協居宅介護事業所	越智郡上島町岩城2239番地	越智郡上島町生名2133番地3	平成20年4月1日
3813200015	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町生名2133番地3	岡野英二	重度訪問介護	岩城居宅介護事業所	上島町社協居宅介護事業所	越智郡上島町岩城2239番地	越智郡上島町生名2133番地3	平成20年4月1日

○愛媛県告示第1101号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年 7月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除に係る保安林の所在場所

新居浜市大永山字鶴嘴339の1（次の図に示す部分に限る。）、

339の28、339の29

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1102号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成20年6月18日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年 7月22日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
<b>第2条</b> 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						<b>第2条</b> 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者		漁業近代化資金の種類	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者

	資金融通 法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5条に規 定する団 体に限 る。)に貸 し付ける 場合	から 第5 号ま で及 び第 10号 に掲 げる 者(令 第5 条に 規定 する 団 体に 限 る。) に貸 し付 ける 場合	に掲 げる 者 に貸 し付 ける 場 合	項第 6号 から 第10 号ま でに 掲げ る者 (同 号に 掲げ る者 にあ つて は、 令第 5条 に規 定す る団 体を 除く。) に貸 し付 ける 場合	から 第10 号ま でに 掲げ る者 (同 号に 掲げ る者 にあ つて は、 令第 5条 に規 定す る団 体を 除く。) に貸 し付 ける 場合		資金融通 法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5条に規 定する団 体に限 る。)に貸 し付ける 場合	から 第5 号ま で及 び第 10号 に掲 げる 者(令 第5 条に 規定 する 団 体に 限 る。) に貸 し付 ける 場合	に掲 げる 者 に貸 し付 ける 場 合	項第 6号 から 第10 号ま でに 掲げ る者 (同 号に 掲げ る者 にあ つて は、 令第 5条 に規 定す る団 体を 除く。) に貸 し付 ける 場合	から 第10 号ま でに 掲げ る者 (同 号に 掲げ る者 にあ つて は、 令第 5条 に規 定す る団 体を 除く。) に貸 し付 ける 場合			
1・2 省略														
3 漁船漁具保管修理 施設、漁業用資材保 管施設、漁船用油 水供給施設、養殖池、 蓄養池、水産種苗生 産施設、養殖用作業 舎、水産物処理施設、 水産物保蔵施設、水 産物加工施設、製氷 冷凍施設、水産物等 運搬施設、水産物販 売施設又は漁業用通 信施設の改良、造成 又は取得に必要な資 金(漁船の改造、建 造若しくは取得に必 要なもの又は次号若 しくは第5号に掲げ るものを除く。)	年1分2 厘5毛	年1 分5 毛	年1 分2 厘5 毛	年4 厘5 毛	年4 厘5 毛		年1分2 厘5毛	年1 分5 毛	年1 分2 厘5 毛	年5 厘	年5 厘			
4～6 省略														
7 漁村情報処理・通 信施設(有線放送施 設及び有線放送電話 施設を含む。)、漁船 船員臨時宿泊施設、			同上	年4 厘5 毛	年4 厘5 毛				同上		年5 厘	年5 厘		

漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金					
8 省略					

漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金					
8 省略					

○愛媛県告示第1103号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年7月22日

東予地方局長 長谷川 寿

- 1 指定年月日及び番号  
平成20年7月9日 20東四土（道）第1号
- 2 道路の位置  
四国中央市妻鳥町字殿西403番4、408番1、408番4及び4

11番1

幅員 6.04メートル～6.09メートル  
延長 76.17メートル

- 3 申請人の住所及び氏名  
四国中央市川之江町60番地の1  
有限会社旭産業  
代表取締役 池添 義和
- 4 図面省略

○愛媛県告示第1104号

次のとおり落札者を決定した。

平成20年7月22日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
ICカード運転免許証作成システムの借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成20年6月27日	株式会社東芝四国支社 香川県高松市寿町二丁目2番7号	1円 (月額)	一般競争入札	平成20年5月16日
チェックコード生成機の借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成20年6月27日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	434,259円 (月額)	一般競争入札	平成20年5月16日
暗証番号発行機及びIC免許証確認機の借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成20年6月27日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	846,405円 (月額)	一般競争入札	平成20年5月16日
申請受付機及びIC免許証読取機の借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成20年6月27日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	2,110,374円 (月額)	一般競争入札	平成20年5月16日